

# 青森県報

第四千二百五十五号

平成二十九年  
一月三十日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

保安林の指定解除予定……………	(林 政 課) ……
右 同……………	( 同 ) ……
保安林の指定施設要件の変更……………	( 同 ) ……

## 告 示

### 青森県告示第五十五号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所  
弘前市大字高岡字獅子沢一二八の二七、一二八の二九
- 二 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 保安林を解除しようとする理由  
公共施設用地とするため

### 青森県告示第五十六号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所  
十和田市西五番町四六七の一〇まで、西十四番町四二四、西十五番町四六六の一から四六六の五まで、四六六の七から四六六の一〇まで、四九八の一、四九八の三、四九九の三、四九九の四、西十六番町四七四の二から四七四の四二まで、四七四の四四から四七四の六五まで、四七四の六七、四七四の六八、五〇九、西二十三番町四三五の二、大字三本木字並木西四三五の一
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 保安林を解除しようとする理由  
指定理由の消滅

### 青森県告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施設要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十九年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
むつ市川内町館山下一二二の一、一二二の四、一二二の五、一七七、一二六の一、一二六の二、二六〇、二六二の一、二六三の一（次の図に示す部分に限る。）、二六三の一六三、二六三の一六六、二六三の一七一
- 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
川内町館山下二六三の一(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭